

市芦救援会通信

市芦救援会通信 〒659 芦屋市剣谷9 市芦分会気付 0797(32)1131
通巻34号 89/10 (1部100円) 市芦救援会 発行人 玉本 格

第二一回公開口頭審理

停職処分デッチ上げが一層明白 スパイ、証拠書類改ざん指示を証言

市芦救援会事務局

去る十月三日、処分者側第二証人小林前管理部長に対する最初の主尋問が寺内処分者側代理人により行なわれました。河村・深沢両先生に対する「無断職場離脱」による停職一ヶ月処分に関して、「勤務の正常化」を国・県のすすめる行政改革の流れの中に位置づける意図の下に尋問がすすめられました。が、「無断職場離脱」の立証について、申立人側が暴露した処分証拠書類（学校日誌）改ざんに触れざるを得ず、「内容は変ってない」との苦しい反論を試みたものの、市教委の指示による改ざんが行なわれたという事実を証言せざるを得ませんでした。また、西阪神支部前に張り込んだ「現認行為」を処分事実の立証に仕立て上げようとの証言も、組合役員のみを特定し、処分を前提としてのスパイ行為であるという申立人側の主張をむしろ正当づけるにとどまったといえます。

更に、「違法行為として通告してきた」との証言も、一方で組合との交渉を継続していた事実をくつがえすものではなく、また、「労使慣行は、勤務条件について不成立」との証言も、他方で午後の授業のない時は拘束時間内での退校を認めてきたという証言と全く矛盾しており、主尋問として「違法性の立証」をなしえず、デッチ上げを一層明白にただけでした。

次回は深沢先生の強制配転に関する主尋問となります。多くの方々の方々の傍聴参加をよろしく願います。

も／く／じ

第21回公開口頭審理

停職処分のデッチ上げが一層明白 スパイ証拠書類改ざん指示を証言

市芦救援会事務局 1

組合つぶしのために労使慣行を無視 スパイ、公文書改ざんを次々と指示

市芦救援会事務局 2

特集 9・30市芦反弾圧闘争三周年集会

決意もあらたに 地域の仲間と共に 市芦救援会事務局 6

連帯のメッセージ 部落解放同盟芦屋支部・兵教組芦屋支部 桜井輝之 9

集会決議 私たちの闘いの水脈を絶つことはできない 10

弁護団報告 明らかにされた弾圧の背景 「教育改革」の本質をさらに追及

弁護士 村田 喬 12

みなさんに見張っていただきたい 宝塚市教組 華広恵司 17

第3回芦屋教育井戸端会議のご案内 20

第二一回公開口頭審理報告

組合つぶしのために労使慣行を無視
スパイ、公文書改ざんを次々と指示

市芦救援会事務局

寺内 弁護士（以下寺内と略）

昭和五十九年四月から六三年三月まで市教委事務局管理部長の職にありましたね。

小林 証人（以下小林と略）はい。

寺内 管理部長の職務の内容とは。

小林 教育長の指示の下に、政策の決定、総合調整の補佐をすること、業務方針の決定やそれから所管相互間の調整とか連絡、部の經常的な業務、部の人事管理、それから対外的な業務の処理。所管の課長を統括して専門的な事項を行い、教育長を補佐するのが基本的な役割です。

寺内 所管の教職員課長の分掌事務は。

小林 教育長の秘書、市教委の告示とか議案の作成、その他市教委の運営一般に関する事務。事務局その他教育機関の任免、定数及び配置に関する事、組織に関する事、要員計画の作成、職員の定数とか、教員以外の職員研修、福利厚生に関する事、給与・諸手当に関する事、職員団体・労働組合に関する事。

寺内 任免に関してはどなたがもってるのか。

小林 小・中学校は県教委が、幼稚園と市芦は市教委が任命権者です。

寺内 任免権は教職員課の所管事務ですが、任免権の教育長との関わりは。

小林 教育長と係長以上の任免を行うのは教育委員会の権限、その他の職員の任免は教育長の権限です。

寺内 市教委事務局職員、学校その他教育機関の職員の任免についての権限は教育委員会が持っておると、教育長は全く関わりを持たないんですか。

小林 それらの職員の任命については教育長の推薦によって任命することになってます。

市教委は学校を包括的に監督する

寺内 市芦の教職員の服務監督はどなたが。

小林 直接的には校長です。

寺内 市教委は教職員に対して服務監督という事に関してどういう立場にあるか。

小林 校長・教頭その他教職員の任免を含む監督権、その他校舎等包括的な監督権をもち、具体的には学校の自主的運営との調整の問題があるので。

傍聴人（以下傍）

うそ言え、校長は市教委のロボットですと云うてたぞ、

寺内 学校長は勤務時間あるいは服務に関する規則によって職員を管理する形ですか。

小林 はい。

寺内 職員の勤務時間は一週に四二時間と条例で決まっていますが、具体的な割り振りは。

小林 教育長が定めます。

寺内 市芦では実際どういう風に。

小林 学校長が割り振りの作成をしてそれを市教委と協議して定める。

寺内 今の手続きで、市芦では具体的には。小林 ……いろいろ変わってますから。（笑）

傍 それがおかしいやろ、

小林 五十九年当時、平日は八時半～一六時四九分、土曜日は八時半～十二時四〇分まで。

寺内 休憩時間は？

小林 四五分間で、一五時四九分から一六時三十分まで。

寺内 休憩時間は？

小林 八時半～四五分と、一六時三十分～四九分まで。

寺内 六一年三月末までの場合、最後は休憩

と休憩を入れると一時間程ありますが、この時間は職員の勤務上どういう時間か。

小林 拘束時間は八時半～一六時四九分まで、最後の一時間も拘束時間になる。

寺内 六一年九月以降の変化は。

小林 一二時四〇分～一三時一五分まで三十分間を休憩時間とし、残り十分を終りの休憩の前にもってきた。

「指導助言」という名の支配

寺内 証人が勤務時間について、教職員が無断職場離脱ということ聞いたのはいつか。

小林 五十九年の秋だったと思います。

寺内 どこで誰から聞かれたのか。

小林 市教委の事務室で、学校長から勤務時間中に定期的に離れるということ困っているという話だった。

寺内 それについてどのようなアドバイス。小林 校長の承認をえて、休暇手続きをするようにと。

寺内 その後、校長からの相談は。

小林 翌年の一月下旬に組合との交渉の中で、毎週火曜日から午後職場を無断で離れていることは認められない、所定の手続きをして出るようにという事を言ったという報告を聞いています。

寺内 どなたから。

小林 溝田教職員課長から。

寺内 組合はどう言っていたのか。

小林 慣行で行っているといった。

寺内 それ以降の話は。

小林 六〇年四月に校長から報告をうけた。勤務時間内の組合活動は認められない、交渉以外は。年次休暇を出すようにと、挨拶に来た時に言ったという報告をうけた。

寺内 それについて、証人の方で指導助言したことは。

小林 手続きをしないと違法行為なので、記録しなさいと言った。

寺内 どこに記録しろとまでは言いましたか。

小林 言っていない。

寺内 四月以降、職場離脱についてどういうことがありましたか。

小林 六〇年五月の交渉の時に、今までの慣行があったという経緯経過は別にして、職場を離れるということは無断職場離脱になるから、手続きをしないと違法行為だと言った。

寺内 どなたが。

小林 守らなかつたら厳正な手続きをとらざるを得ないという事を言ったという報告を教職員課長からうけた。

行革による規制・管理強化

寺内 当時、職員の勤務等についてどうある

べきかという方針があったのではないですか。

小林 六〇年四月に県の指導で、芦屋市行財政改革推進本部が設置されて、各部で事務機能の見直しを行い、人事管理の問題それから仕事の内容の問題、職員団体すべてを各部で見直しを行うという状況になって、勤務条件の正常化の問題なども。

寺内 調査会というのも作られたんでは。

小林 行革推進本部ができてそれから芦屋市行財政調査会というのが六月頃に設置され、そこに行財政のあり方についての諮問をするということになった。

傍 俵（処分者側弁護士）も入ってたやろ、

寺内 六〇年四月の推進本部に先だって、国の方でも行革の路線が出されてましたね。

小林 六〇年一月に地方行革の大綱が出た。

寺内 国・県の大きな流れの中で、芦屋市でも行革にとりくむということで、その一つとして勤務の正常化ということがとりざされた、そういう状況があったから厳正に対応する、さき程の溝田課長の話になるのですか。

小林 いや、とくに因果関係というよりも、五十九年からそういう相談をうけ、勤務条件を正すという風潮があり、五五年には県立高校で勤務の正常化が出されておいて、そういう流れがありましたので。それと先程の行財政改革でとりくむと。

寺内 組合に注意を与えてきて、職場離脱は
なりましたか。
傍 病気みたいに言うなノ(笑) 組合と交渉
中やったやないかノ

組合役員を張り込むスパイ命令

寺内 学校長からの報告は。
小林 六〇年九月頃にあった。河村先生の件。
寺内 その後は。
小林 六一年四月に、河村先生についての報
告と、四月初めに組合に対して所定の手続き
をとるように通告したということ。
寺内 組合の方は。
小林 市教委とは平行線のままできているの
で、そのまゝいっと。
寺内 学校長からのその後の報告書は。
小林 六一年六月半ば頃に四月以降の深沢先
生の無断職場離脱の状況の報告があった。
寺内 市教委として確認されたことは。
小林 六一年七月一日に、深沢先生が学校を
出ていったと、その後車が校門の外において
あったので、校内を捜した、そうなるといわ
ゆる不在であるかないかということが問題に
なってくるので、それやったら実際に西阪神
支部にいくと出ていったから、そちら
の方を調べる必要があると、西阪神支部へ出
向いて門の近くで現認してこいということ

たしか命令したと。
寺内 どなたに。
小林 教職員課長と学校長に。
寺内 いつか。
小林 七月八日。
寺内 その結果は。
小林 河村先生が西阪神支部に入っていくの
を見た。深沢先生が無断で出たという関連
でいうとおかしなことやなあと。
深沢 仕事しとったというてるやないかノ
小林 深沢先生が行ってるものと我々は思っ
ていましたから。
寺内 確認の方法は。
小林 具体的にいて、学校に連絡したら不在
であったと。
寺内 その後も確認のため現地に行かれたこ
とはありますか。
傍 委員会の看板おろして興信所の看板あげノ
小林 九月二日にも、学校教育課長と学校長。
西阪神支部に入るのを見た。
傍 見たいうて、どういことやねんノ ス
パイそのものやないかノ

処分証拠書類改ざんを指示

寺内 乙第五号証、六一年九月十一日付の前
田校長の報告書ですが、内容については。
小林 退校確認とか不在確認とかありますの

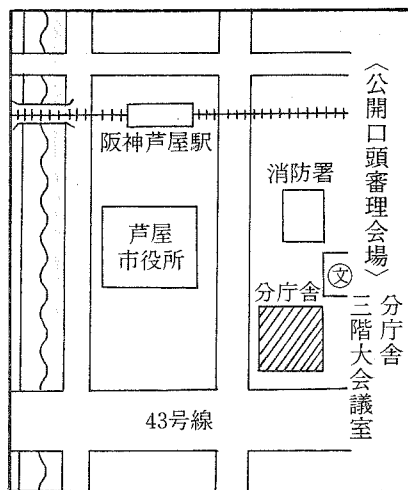
で、どういうことで確認したのかと聞いた。
寺内 退校確認とは。
小林 実際に門を出ていくのを見たという事。
寺内 不在確認時刻とは。
小林 一五時四九分、一五時五七分とか一六
時四九分とか一六時五七分とかに見まわっ
ていなかったと。
傍 瞬間に校舎全体を見まわれるんかノ ト
イレ行ってたらどうするのんノ
寺内 不在確認の手順は聞かれましたか。
小林 学校での終りの時間から、校長や教頭
が校内を見まわりとかで……
傍 声が小さいぞノ
寺内 不在確認の方法をつつこんで聞いたと
いうことですね。
傍 何もつっこんで聞いた話なんてでてへん
やないかノ
寺内 報告書には学校日誌がありますが、い
わゆる、九月十一日提出後に、訂正といいま
すか。
傍 改ざんというねやノ
寺内 そういことが(爆笑) あったのかな
かったのか。
小林 書きかえがあったと聞いてます。
寺内 どういう訂正ですか。
小林 学校日誌と報告書の時間がちがうとい
うことで訂正してくれということをやったと。
傍 なんで報告書の方をかえへんねんノ

寺内 どちらが正しいんかという確認をした
ということですね。どなたに。
傍 ウソつみ上げたら、新潟カラ出張と同じ
になるぞ!!(笑)
小林 校長が教頭かどちからだったと思う。
寺内 一つの学校日誌かおぼえますか。
小林 ……………
傍 たくさんあるしなノ
寺内 わかりませんか……たくさん……(爆笑)
傍 お前がたかさんと言うてええんか(爆笑)
小林 ……………
傍 主尋問が崩壊しとるぞノ そんなんさっ
さといかんでどないするねん(爆笑)
寺内 ずっと見ていただいて(爆笑)
傍 シラこいなノ
小林 六一年四月二日じゃなかったかと。
寺内 乙第五号証の十三ですね。どんな風
にかきかえたといひますか……(爆笑)
小林 終りが一七時になってましたのを、一
六時五七分ですから、一七時でちがうとい
うこと……
傍 審理がはじまってからわかったんやろノ
大きい声でしゃべれよノ
小林 私の地声やから。
傍 何が地声じゃノ いつもデカイ声出して
たやないかノ
小林 時間がちがうということ、校長か教
頭に正確に書いてほしいということ。

寺内 書きかえについては、報告があつてか
らどのくらい日数がたってからですか。
小林 二三日の間だったと思います。
傍 ウソつけノ
小林 全面的に書きかえてまして、二本線で
訂正するんじゃなくて、内容的には全然かわ
っておりませんので。(爆笑)
傍 かわつとるやないかノ 改ざんいうんや。
小林 それやたらしかたない。
傍 えらい寛容やないかノ そんなんで人を
処分できるんかノ

労使慣行など無視

寺内 組合の言い分として労使慣行という話
ですが、その点についてのお考えは。
小林 労使慣行というのはこの勤務条件につ
いては成立するものではないと。
傍 それで交渉してきたやないか。
小林 何回も通告してますし、慣行として成
立する余地は全くないと。
寺内 午後の勤務について、さき程聞きまし
た、休憩・休息が終りにあつて、拘束時間は
そこまでという証言でしたが、実際は授業が
ないということ、休憩時間のはじまり、終
業時刻からすると一時間前に帰ってもいいと
いうことが学校ではおこなわれておったかど
うか。



小林 それはそうきてます。
寺内 拘束時間であつても授業がなければ午
後は帰ってもいいということですね。それ
に対して校長に対しては。
小林 正常に朝からこられて授業をおえられ
て帰られることについては、ある程度はわか
りますが、不正常な状態で帰られるのは、無
断で出ておられる方などは適用されないと。
寺内 申立人は本件処分に関して、組合に対
してのいわゆる不利益な取扱いだと言つてま
すが、その点については。
小林 無断職場離脱ということはいかなる場
合があつても認めることはできないし……
傍 二人だけかノ
寺内 組合の問題としては関係ない。
小林 組合活動の制限ということは一切関係
ありません。

決意もあらたに 地域の仲間と共に

市芦救援会事務局

したが、非常にうれしかったことは、芦屋市民の中から『教育を考える会』や障害者と共に生きる場である『麦の家』といった団体が生まれたこと、そういった方々や地労協の方々が公平委員会の闘いを一生懸命になって支援してくださったことです」と闘争支援の広がりを確認した後、芦屋市の学教審答申にふれ、「臨教審と同じである」「むちゃくちゃな弾圧で先生方を苦しめ、生徒が学校に来ても楽しくないような状態において、何が国際化だ／人権に関する世界宣言にも反する」



去る九月三十日、芦屋市民センターで「市芦反弾圧闘争三周年集会」が開かれました。三年間の闘いの中で温かいご支援・共闘連帯をえています市内外の多くの労組・争議団・市民団体等の多数の方々が多忙の中にもかかわらずかけつけていただきました。この誌面をかりて厚く御礼を申し上げます。



と厳しく批判、闘いの団結を訴えられました。次に市芦分会信太書記長から経過報告があり、「教育改革」が組合員大量強制配転の後に、校長独裁体制をしくもので、教員・生徒の管理強化・切り捨てが行なわれ、教育荒廃が一層進行している実態が訴えられました。しかし、一方で、闘いの継続の中で教育に問題意識をもつさまざまな人々による「芦屋の教育を考える井戸端会議」が持たれている報告があり、地道なとりくみが訴えられました。



訴えられました。

このあと集会に参加された諸団体の紹介があり、続いて全通東神戸支部小川書記長から、合理化攻撃と闘う組合員への大量不当処分抗議、公平審闘争を闘っている報告がなされ、連帯のアピールをいただきました。

集会のまとめとして、強制配転をうけ審理闘争を闘う八名の先生が演壇にそろい、集会決議文（後掲）が朗読され、集会参加者全員の拍手をもって採択されました。



この講演に應える形で、「麦の家」の永岡さんから、「麦の家」設立の経過や、今春に定時制の西宮西高校へ進学したムー君とジュン君の高校生活の一端が話されました。共に新しい世間、若者の間で共にすごすことで行動力もついてきたという元気な話がされました。今後の地域のとりくみの支援もあわせて



る学区制見直しの「中間報告」では、芦屋学区と神戸第一学区の合併が唱えられ、これを許せばますます芦屋の子どもが高校に行けなくなるとして、この動きをすすめる松本教育長に対して共に闘ってこうという、力強い共闘・連帯の挨拶がなされました。

（後掲）

最後に宝塚市教組の華広先生から「共に生き、共に育つ」と題しての記念講演が行なわれました。華広先生は宝塚市内において、この十数年間にわたり、障害児を地域の普通学校へというとりくみを地域の親と共にすすめてこれ、まさにそのことへの弾圧として、養護学校から「普通の中学校」へ強制配転さ

連帯のメッセージ

兵教組芦屋支部

桜井輝之

反弾圧闘争を三年間にわたって、くじけることなくたたかわれていることに、まず、敬意を表します。

市芦のみなさんへの弾圧は、解放教育つばし、組合つぶしであり、芦屋の教育をかつての越境受入れ時代と同じ質のものにしていくことを企図した復古的なものといえます。しかし、単に昔にかえるといったものではなく、戦後政治・戦後教育の総決算をめざす臨教審路線の芦屋版でもあることを確認してきたところで。

また、弾圧は単に市芦のみなさんへのみかけられているものではなく、市内の働く仲間の全てにかけられているわけですし、兵教組芦屋支部にかけられている攻撃とまったく同じものであることは、今さら言うまでもないことだと思います。

以上のことをふまえて、

1. みなさんのたたかいは、孤立していません。わたしたちもあくまでも連帯してたたかいます。

2. 権力に対しては共同闘争を、そして、組織の内部に対しては、統一と団結をつらぬ

心優しき
仲間たち

集会後の交流会は、会場を和室に移して和やかな雰囲気の中でもたれました。市芦救援会の玉田副会長の乾杯の首頭のあと、「麦の家」のお母ちゃん達の手づくりのおでん、肴を囲み、にぎやかに夕食会をかねた意見交流会がもたれました。

まず、今回も集會会場で国労清算事業団の闘争支援の物販を行なわれた、国鉄阪神地域の会の武藤さんからは、来年三月末で首を切られる国労の仲間が地労委・中労委で連戦連勝しているが、今後ともその闘いに学び、職場復帰を待ちとる闘いを、市芦の闘いと連帯してすすめるという話が出されました。

また、県職を首になって裁判闘争を続けてきた内藤さんからは、市芦審理が元気でヤジもよくとばせて楽しいという話と、八十年代は現場の活動家が処分され、しんどい時代だ

が連帯して闘うという話が出されました。園田学園の教組の木島さんからは、この間の尼崎市への奨学金闘争の話が紹介され、相手との距離を計りつつ、闘争を強化していくという話が出されました。

また大阪府・市内から来られた先生方から

は、闘いのある所、笑いが渦まいていると、市芦の闘いの明るさに学んでいくとの話や、組合活動のきびしい中で、地域の要求に根ざして闘い、市芦の教育に学んで闘うとの話が出されました。芦教組の先生からは、この三年間に現場へのしめつけが一層強化されており、市芦の闘いが我々の闘いだというとりくみをもっとすすめていかねばという話が出されました。市芦のみなならず、各地でのきびしい管理強化に対する闘いのきびしさが報告されながらも、たくましく楽しく息長く闘って



いくしかないという共通の思いで交流はなかなかすすめられました。

東灘郵便局解放研の北川さんからは、三年前の解放研への弾圧の時に、見ずしらずのはねっかえりの僕らに激励電を市芦がくれた以来のつき合いで、共に公平審を楽しく闘うことで連帯していこうという話が出されました。多数参加されていた障害児のお母さん達とはとても元気で、宝塚の全さんは、「先生らはえながらも教師に対して障害児・親への関わりをきびしくせまられていました。『この子らにも一ぺん首切り・就労闘争やらせたい』という障害児の親の熱い思いも渦まきながら、ヤジと笑いの中で交流会はより上りました。

子連れで参加された内藤さんが帰り際に、「首を切られて十年近く、女房をゆっくり泊りに出したことが一ぺんもないんや。今日は女房の旅行でワシが子供あずかってどないしよう思ってたんけど、市芦の集会有り来させてもらた」と、やんちゃな子供を抱きかかえて、それでも「これ麦の家へのカンパや少ないけど」と金をわたして先に帰られたその後姿が、とてもやさしく見えました。北川さんも、「市芦は周囲の人がええね」といって笑顔で帰られました。私達はこんな気のいい人たちと今後も長く仲間として共に闘っていききたいなあと、あらためて感じた夜でした。

くとりくみをねばりつよくすすめます。

3. 市民・保護者とのつながりも大切にしてい、理解を深め広めていくとりくみを再構築します。

そんなことを、あらためて決意しながら、みなさんへの連帯のごあいさつと致します。ともにがんばりましょう。

部落解放同盟芦屋支部

本日の集會にお招きをいただきましたが、第一回の阪神地区部落解放研究集會を、種々の困難の中で成功させるべく動員参加を行なっており、ごあいさつできないことをお詫びいたします。

今日、市内では、悪質・煽動的な部落差別の落書きがあいつぎ、私どもが人間であることを否定しようとしている一方、市行政・教育委員会は、行政責任を放棄しようとしています。進学保障の実質的打切りもその一つで、社会的低位に置かれる者を教育から排除しようとするものに他なりません。

状況は非常に厳しいわけですが、私どもは、部落の完全解放まで必ず闘い抜く決意と確信があります。それは、私ども支部は今年結成



二〇周年を迎えるわけですが、その歴史が、どうしても許せない差別があり、責任を負うべき者が開き直り、歯きしりしながら、自ら学習し、加えて一人の仲間、一つの連帯を得る努力をし、そのプラス一で力量で闘いをいどむことのくり返しであったことを、学び直すことだと考えています。

私たちに今一番必要なことは、情勢の厳しさを嘆くことなく、敵をのしることでもなく、自らの力不足をくやしき思い、仲間の所へ足を運ぶことではないでしょうか。原点だけは決して崩されるものではないという自信から反撃が始まります。

三周年をむかえられた市芦・救援会の仲間の皆さんのがんばりに連帯し、私どもも闘い続ける決意です。

集会決議

私たちの闘いの 水脈を絶つことは できない

一九八六年九月二九日、芦屋市教委は、市芦高教組の委員長・書記長に対して、「無断職場離脱」という理由をでっち上げて停職一ヶ月の処分を行い、組合弾圧を開始した。反弾圧闘争が開始されると、日をおかず一〇月一日、闘いの中心にいた元組合委員長を強制配転処分によって市芦高校から排除した。

さらに、一九八七年三月には、組合執行委員を含む六名の教員を、一九八八年三月には、組合委員長を含む二名の教員を強制配転処分によって市芦高校から排除した。

芦屋市教委は、加配教員の全廃という徹底した「合理化」を強行して、教職員数を四三名から一挙に三二名に減らし、さらに、「合理化」を口実に反弾圧闘争を闘う組合員を多数学校から排除して、露骨な組合つぶしをねらったのである。

教員組合に対する露骨な弾圧を繰り返しながら、

を膨らましながら学びあう場所ではなくなっている。しかし、ここでもまた組合員によって、この荒廃から抜け出すとする営みが細々と開始されようとしている。

しかしながら、「市芦教育改革」の失敗を覆い隠そうとする芦屋市教委は、目先をかえるために、今度は芦屋市学校教育審議会を手に使い、「市芦国際高校化構想」を持ち出してきた。彼らの言う「国際化」とは、経済侵略のための営業マンの養成と芦屋のファッション化を目的とする「商業英会話学校化」に他ならない。このエセ国際化はまた、市芦高校生の実態と要求にも応えてないが故に、誰の評価をうけることもない。しかしながら、この構想は、兵庫県教委の「高校問題調査研究会中間報告」と並んで、確実に多数の生徒を高校から排除していくことになる。

「エリート養成を目的とする、できる子の選択の自由の拡大」と「中流階級への便宜供与のための、定時制・通信制高校のカルチュア・スクール化」を推進しようとする県教育行政の流れにのって、芦屋市教委は、市芦高校の教育を評価し、さらなる生徒の進路保障の必要性を説く芦屋市同和対策審議会答申を真っ向から否定しようとしている。

私たちは、このような生徒の教育権の蹂躪を決して許さない。

がら、芦屋市教委は、「生徒切り捨ての教育改革」を強行した。

進学保障制度の廃止、定員内大量不合格、「進路変更指導」という名の退学の強要、市芦弾圧が開始されてからの三年間で、さまざまな手口で多数の生徒が市芦高校から排除された。「教育改革」は、まさしく排除の思想によって貫かれている。

こうした教育反動化に対し、私たちは、芦屋市内外の多くの仲間と出会い、つながりながら闘い続けてきた。

芦屋市教育共闘会議・芦屋地労協に結集された力によって、今春、市芦高校入試での「定員内切り捨て」と、市芦高校教員の「強制配転」を阻止した。

さらに、この三年間の闘いの中で、「麦の家」や「芦屋の教育を考える市民の会」、そして「芦屋の教育を考える井戸端会議」が生まれた。今は細いけれども、決して涸れることのない闘いの水脈が、芦屋の中で確実に一つ一つの流れを作り上げている。

去る九月二三・二四日には、芦屋市内の運動諸団体の結集によって第六回芦屋市部落解放研究大会を成功させ、解放教育運動を進める側の結束を固めた。

また、この全国的な教育行政の反動化の中にあってもなお、宝塚で、伊丹で、神戸で、

市芦分会と市芦救援会は、公平委員会審理闘争によって、「教育改革」の欺まんを暴き、教育行政の不正と腐敗を暴いてきた。

「教育改革」による混乱は、多数の証拠によって口頭公開審理の中で明らかにされた。

また、勤務の厳正化を理由に組合弾圧をはかり、出張を不承認にして「無断職場離脱」をでっち上げて組合員を処分した前田元校長は、公平委員会審理の証人席でカラ出張による「公金詐欺」の不正を暴かれ、検察庁に告発された。

また、芦屋市教委はその不正を知らながら、校長を「禁治産者」「市教委の伝言板」として手先に使い、その報償として市教委指導部長に栄転させていたことも明らかにされた。

八人の被処分者の統一公平委員会審理の中で、私たちは、多くの仲間の支援を受けて闘い、処分者側第一証人、前田元市芦校長を叩きつぶした。引き続き、処分者側第二証人、小林元市教委管理部長粉砕をここに決意する。

私たちは、芦屋市教委の人権蹂躪を絶対に許さない！

全員の処分を取り消し、九人の先生を即時市芦にもどせ！

公平委員会審理闘争に勝利するぞ！
生徒切り捨ての「教育改革」を許さないぞ！

西宮で、障害者が闘いによって定時制高校の門を確実にくぐっている。また、私立園田学園教職員労組は、奨学金闘争をねばり強く展開し、障害者をうけいれる教育運動をも進めている。

全通信労組東神戸支部は、大量の処分に抗して、労働者の人権を守る闘いをねばり強く展開している。また、労働者の尊厳をかけた極めて質の高い国労清算事業団闘争を軸にして、この阪神地域でも広範な労働者の交流が生まれている。

青雲闘争を闘った人たちを中心に結成され、市芦分会と市芦救援会の闘いを無条件に支援し、励まし続けてくれている「市芦反弾圧闘争を支援する会」の存在は、この闘いになくしてはならないものである。

そして、今日ここに、さまざまに闘う人々が結集し、この集会がもたれた。
どのような弾圧も、私たちの闘いの水脈を絶つことはできない。

芦屋の「教育改革」は、生徒を、市民を、そして労働組合を弾圧して、多数の生徒と親と教員を犠牲にしながら強行された。しかし、強権的な教員管理、生徒管理を軸とした「教育改革」は破綻し、後には教育荒廃だけを残した。市芦高校は、すでに、生徒たちが人の温もりを感じながら生き、人としての豊かさ

学教審答申を粉砕するぞ！

教育行政の不正・腐敗を許さないぞ！
以上決議する

一九八九年九月三〇日

9・30市芦反弾圧闘争三周年
集会参加者一同

いま私たちは、民主主義から、得体の知れない管理主義的全体主義へのくだらない道を歩いているのかもしれない。下降していくことの気楽さに気づかないほどのスピードで。

日高 六郎

